

令和3年12月15日（水曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩渕茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君

教 育 課 長	千 葉 忠 弘 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	櫻 井 和 也	主 査	清 水 啓 貴
次 長	熊 谷 直 美		

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 仮議席の指定

〃 第 2 議長の選挙

〃 第 3 副議長の選挙

〃 第 4 議席の指定

〃 第 5 会議録署名議員の指名

〃 第 6 会期の決定

1 2 月 1 5 日から 1 2 月 2 1 日まで 7 日間

〃 第 7 諸般の報告

〃 第 8 常任委員の選任

〃 第 9 議長の総務経済常任委員の辞任

〃 第 1 0 議会運営委員の選任

〃 第 1 1 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

〃 第 1 2 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

〃 第 1 3 吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ヶ町村組合議会議員の選挙

〃 第 1 4 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

〃 第 1 5 議案第 6 6 号 松島町個人情報保護条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 6 議案第 6 7 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 7 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 8 議案第 6 9 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

- 〓 第 1 9 議案第 7 0 号 松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 2 0 議案第 7 1 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 2 1 議案第 7 2 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 2 2 議案第 7 3 号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 2 3 議案第 7 4 号 令和 3 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）（提案説明）
- 〓 第 2 4 議案第 7 5 号 令和 3 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〓 第 2 5 議案第 7 6 号 令和 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- 〓 第 2 6 議案第 7 7 号 令和 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- 〓 第 2 7 議案第 7 8 号 令和 3 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〓 第 2 8 議案第 7 9 号 令和 3 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- 〓 第 2 9 議案第 8 0 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（櫻井和也君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本定例会は、一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中から年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

年長の片山正弘議員を紹介いたします。

○臨時議長（片山正弘君） ただいまご紹介いただきました片山です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員は14名です。定数に達しておりますので、これより令和3年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせをいたします。

■■■■■さん外8名でございます。

では、本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（片山正弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席されている議席といたします。

お諮りします。次に、議長選挙を行います。

前回の議長選挙に倣い、休憩時に議場内で議長選挙への立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（休 憩 中）

○臨時議長（片山正弘君） 休憩に入りましたので、これより議長選挙の立候補者の意思表示並びに候補者の推薦を行います。

注意事項を申し上げます。

地方自治法第118条は、公職選挙法の立候補者に関する規定を準用しておりません。これらから、立候補者表明等は根拠法令に基づくものでなく、個人の意思表示にとどまるものです。

これに沿い、議長選挙では立候補者及び推挙を受けた者以外の氏名であっても記載しても投票することはできます。

それでは、議長に立候補または推薦する方は挙手をお願いします。（「立候補」の声あり）色川晴夫議員。立候補。（「指名。指名ですか」の声あり）ほかにごいませんか。（「立候補ということで」の声あり）高橋幸彦議員ですね。

他にないようですので、以上で……（「なし」の声あり）ここで、なしの声があります。

色川晴夫議員、最初に意思表示をお願いいたします。

○3番（色川晴夫君） 今、仮議長から指名いただきました色川晴夫でございます。よろしくお願ひします。

この松島町議会議長選挙出馬に際しまして、私の思いの一端を述べさせていただきます。

12月5日の松島町議会議員選挙におきまして4名の新しい議員が選出されました。新しい風を松島町民は大いに期待していると感じております。大変おめでとうございます。

私は、平成9年の初当選以来24年にわたり同僚議員とともに様々な懸案に取り組んでまいりました。

とりわけこの10年は、平成23年の東日本大震災、令和元年の台風19号そして昨年度からの新型コロナウイルス感染症と様々なそしてかつ経験したことのない未曾有の災害に対し、議会、執行部、町職員そして町民とともに取り組んでまいりました。特に、直近この4年間は阿部議長の下、副議長として、また東日本大震災復興対策特別委員会委員長、そして新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長として微力ではありましたが取り組んでまいりました。結果として、東日本大震災の復興事業は既に完了し、台風19号の被災者対策も概成し、コロナ対策も今のところではありますが感染者数につきましては落ち着いており、残されたのは松島町民の生活支援を含めた経済復興策であり、国からの交付金をどのように有効に使うか今後議会としてしっかり取り組んでいかなければならないと感じております。

さて、松島の議会の根幹となす基本条例でございます。私は、菅野良雄元議会議長時代に菅野議長から諮問され、議会運営委員長の立場で議会基本条例の研究をさせていただき、町内外を視察研修させていただきました。現町長である櫻井公一氏が当時議会運営委員長となった平成20年3月に条例化されたものであります。この基本条例は、皆さんご存じのように宮城県初の条例であります。当時、マスコミも大きく取り上げ、この条例により地方自治の本旨の実現のため、二元代表制の一方の機関として町民の意思を町政に的確に反映させ、松島町としての最良の意思決定に導く責任を負うことを再確認しました。その中で、議会報告会、

一般会議、一問一答方式など明示しております。また、町事業が計画段階から議会の意見を取り入れるべく、地方自治法第96条第2項の議会の議決事件として各種計画を取り上げております。

この中で、議会報告会は、新型コロナウイルス感染症の中でこの2年間の実施を見送ってまいりました。今までの経験でどうもマンネリ化は否定できない事実もあり、今後同僚議員と一緒により有効な方策を考えてまいりたいと思っております。

また、コロナ禍で産業界が疲弊している中、一般会議を開催したいと考えております。実現に際して、産業界だけでなく各種団体にもお声がけをし広く意見を聞くことが何より大切だと考えております。ぜひ実現し、このような問題提起を執行部に提案をしていきたいと、このように思っています。

また、議会へのデジタル化の導入についてでございます。もともと私はデジタルには程遠いアナログ人間でございます。であるがゆえに、最近特にデジタルの大切さを痛感しております。中でも議会中継でございますが、現在庁舎内で放映されておりますがインターネットなどの配信ができないか、そういうことも考えております。皆さんも今回の選挙期間中お感じになられた方もいらっしゃるかどうか分かりませんが、議会って何をやっているのか分からない、というようなお声もよく聞かれます。これらを払拭するためにも、一般町民が気軽に議会の傍聴できる手段づくりとしてもぜひ実現をしてまいりたいと思っております。

最後になります。認定こども園についてでございます。懸案であった幼保一元化から始まったこの問題がようやく実現にこぎ着け、ようやく工事が始まりました。令和5年4月の開園に向けて急ピッチで工事が進んでいきます。しかしながら、ソフト面については執行部からあまり情報がありません。具体的にどう運営していくのか。これまで子育てについて多くの意見が議会から出されております。どう取り上げていくのか。また、特徴ある認定こども園をどう実現していくのか、そして町として開園後に向け人的面を含めてどう支援していくのか。今後、社会福祉協会様との一般会議での意見を含めながら執行部と情報交換をし、ぜひ実現していきたいと考えております。

以上、網羅的に議長選立候補の考えをお話し申し上げました。どうか皆様からのご支援、切にお願いをし、私の立候補に対する一端を述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございます。

○臨時議長（片山正弘君） 次に、高橋幸彦議員。

○5番（高橋幸彦君） ただいまの色川議員の大変立派な出馬のご挨拶を聞きまして、ちょっと

私は恥ずかしいんですがフリーで話しさせていただきたいなと思っております。

まず、私が議長選に手を挙げたということは、町会議員になりまして16年前から最終的には議員は議長を目指すものだという考えがございます。といいますのは、私、自分で自分の性格を分析をしますと、ちょっとおこがましいのですが現在の岸田首相と同じように長所としてはみんなの話をよく聞くということ、ただ短所としてはそれについての決定が遅いと、一つのことに決めるのが遅いというような自分で考えを持っております。

こういう性格はやはり首長等には向かないので、議員になられた方には議長を目指す方もおりますし、その先の首長や上の議員、そちらを目指す方もいますが、先ほども言いましたように自分は議長を最終的な目標としてやってきたつもりでございます。

それで、私、16年の間に議長をされた菅野議員さん、元ですね、それから現在の櫻井公一町長、臨時議長をされている片山議員さん、前議長の阿部幸夫さんと4人の議長さんと一緒に議会活動をしてきたのですが、大変スムーズに4人の方とも議会を運営されてきたのじゃないかなと思っております。ですから、結論的には今までのこの流れを引き続いてやっていきたいなと思っております。

ただし、今回私よりもぐっと若いそれでまた女性の方が2人当選されましたので、やはりそういう方々の意見なりを出していただいて、それをやっぱり取り入れていくのがこの4年間の私がもし議長になったときに考えていることでございます。やはり、初めての議員さんの話を、付き合いはまだあんまりないのですが、聞きますとやはり考え方が全然私らと違う考えの方いらっしゃいます。そういう方の考えをぜひ議会に入れていただいて、新しい松島町議会というのをつかっていきたいなと思っております。

またあと、議会のICT化ですか、今、色川議員さんもおっしゃいましたが、これまでのとおり本当でしたらタブレットを議員なり執行部なりが持ってそれでペーパーレスというのを最終的には求めてきたのですが、予算的な問題もありまして、先ほど色川議員さんも言いましたように、まず議場のインターネット中継を阿部議長の時代、前4年間には求めてきました。それでそのときの答弁は、また本庁舎じゃないのでという答弁だったんですが、9月議会で10年の再延長、土地の賃貸借ということでございますので、もし私が議長になりましたら早い時期、なるだけ早い時期にそれを執行部に求めていきたいなと思っております。

やはり私も色川議員と同じようにアナログ派ですが、もうやはり時代は変わってしまっていてデジタル化をどんどん進めていかなくちゃいけない、国もそうですし県もそうです、町ももちろん進めていかなくちゃいけないと思っておりますので、もしそれが可能でしたら私どもも

これ以上に勉強をしてまたよりよい松島町議会をつくっていきたいなと思っております。

言葉足らずですが、私の出馬の弁とさせていただきます。以上です。

○臨時議長（片山正弘君） ほかにございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）

以上で、議長の立候補並びに候補者の推挙を終わります。

なお、会議を再開する前に、投票用紙の記載について注意事項を申し上げます。

1 点目、投票は単記無記名といたします。

2 点目、白票は無効票となります。

3 点目、必ず候補者の指名はフルネームで記載をしてください。姓だけでは、または下の名前だけでは無効票といたします。

なお、公職選挙法の投票の案分規定は適用されません。

4 点目、身体に不安がある場合、代理投票することができます。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

それでは、議長選挙を行います。

○臨時議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（片山正弘君） 日程第2、議長選挙を行います。

お諮りします。議長選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

これより投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○臨時議長（片山正弘君） 準備ができましたので、議場の出入口の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定により、仮議席番号の1番後藤良郎議員、同じく2番杉原 崇議員を

指名いたします。

これより投票用紙を配付します。事務局長、お願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

これから行う投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。局長、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長より仮議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方は順次投票をお願いします。

局長。

〔点呼、投票〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

後藤良郎議員と杉原 崇議員は、開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○臨時議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（櫻井和也君） 報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中、

色川晴夫議員 9票

高橋幸彦議員 4票

今野 章議員 1票

以上です。

○臨時議長（片山正弘君） 選挙の結果、報告のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、議長は色川晴夫議員が当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいま議長に当選されました色川晴夫議員に、会議規則第32条の第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました色川晴夫議員より、議長当選の承諾の挨拶を自席でお願いいたします。

○3番（色川晴夫君） この場から一言議長就任のご挨拶を申し上げたいと思います。

このたびの議員改選後の議会公選に当たりまして、不肖私が議長選挙に当たり当選人と相なりましたことは、私にとって限りなき光栄と存じますとともにその責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

議長の職務については、今さら議員の皆様にも申し上げることもなく、自治法で議場の秩序維持、議事の整理そして議会の代表権と様々規定されております。これから議会を円滑に運営していくには、議長1人の力では決してできることでなく不可能でもあることを十分に自覚しております。したがって、これから議会を円滑に運営していくためには、議員各位のご支持とご協力が絶対に不可欠でございます。そういうことで、今後とも皆様のご協力をいただきたいと、そして議会運営につきましても議会運営委員会の委員を尊重し、意見を尊重して公平無私を旨として議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存でございます。

最後に、この多様化する住民ニーズに応えるために執行機関と、しかし議会は議会の威厳を保ちながら、執行機関と議会が一体となって本町の発展と地域住民福祉の向上に相努めたいと、このように思っておりますので、皆様ひとつよろしくご指導ご鞭撻お願い申し上げ、私のご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

○臨時議長（片山正弘君） これで臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

色川晴夫議長と交代いたします。

○議長（色川晴夫君） それでは、ここで議事運営上、暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。よろしく申し上げます。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

お手元に議事日程を配付しております。

お諮りいたします。

次に、副議長選挙を行います。前回の副議長選挙、議長選挙の例に倣い、休憩中に議場で副議長立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（休憩中）

○議長（色川晴夫君） それでは、休憩に入りましたので、これより副議長選挙の立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行います。

それでは、副議長に立候補または推薦する方は挙手をお願いいたします。

お二人で、そのほかいらっしゃいませんか。お二人でございます。

それでは、立候補、今お二人の中から、私から順に立候補の意思表示を伺いたいと思いますので。

なお、会議を再開する前に注意事項を申し上げます。（「最初に言ってもらっていいですか」「意思表示」の声あり）意思表示。

では、赤間幸夫議員さんと高橋利典さん、お二人でございますので順に意思表示をいただきたいと思います。

それでは、赤間幸夫議員からお願いしたいと思います。

○4番（赤間幸夫君） 立候補に当たって私の意思表示を述べさせていただきます。

あえて立ちましたのは、皆さん、票をお持ちですから、その方々に対して背を向けてお話し

するなどということはまずもって議会人としての礼儀として慎むべきかなという思いから、このような姿勢になりました。

あえてこれから述べさせていただきます。

私、2期8年間、松島町議選に出て町議会を議長、副議長それから同僚の議員の皆さんと運営させてきました。この間一番感じることをまず申し上げますと、やはり町執行部方と議会方は是々非々きちんとした姿勢を持って進まなければいけないということを感じています。

それで、私はこの特に今回の選挙戦に当たっては地域の後援者の皆様、支援者の皆様それから町民の皆さん至るところからご意見をいただきました。それは、開かれた議会であり、そして町民の皆さんの利益、福祉、そういったものを背に出ているということを経験の最後まで信念を持って忘れないでくださいというお言葉がけでした。そういったことを念頭に今回立候補するに至った背景は、やはり議会を活性化しなければいけないこと、それから町民の皆さんが常々議会の活動が見えるようにしてほしいという思いが強かったということ、デジタル化とかそういったことになりましようか、先ほど議長になられました色川議員さんがる前段でお話しされていますから私もそれについては同調、賛同するものであります。

それから、2つ目であります。これまた選挙戦を通じながら私の教訓として得たこととして、選挙民である町民の皆様からやはり町民が主人公にならない町は、あるいは子供の元気が見えない町はだんだんだんだんしぼんでいくんですよということの強いお言葉でした。私は、執行部が今進めている認定こども園をはじめ、子供にいわゆる養育なり子供の成育とかを見守れる、そして将来の夢が与えられるようなまちづくりを議会の側から推し進めるべきだろうなど。そういったときにやはりぶれない姿勢、どこまでもぶれない姿勢で臨んでいける姿勢が求められていると私は理解していましたので、そういったことも踏まえれば、私の行政経験40年も含めてですけれども、いろんな形で是々非々執行部と対等に渡り合いながらよき町をつくっていききたいと、そういった意味で今回副議長に立候補させていただいたものです。

どうか私の思いに賛同いただけましたら、よろしく賢明な判断をお願いしたいということがあります。よろしく願います。どうも清聴ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君）　続きまして、高橋利典議員、お願いします。

○14番（高橋利典君）　このたび副議長の立候補に当たりまして所信を表明させていただきます。

我が町議会は、二元代表制の一翼を担う町政の意思決定機関として町民の負託に応えるため様々な改革を実施し、議会活性化と機能向上を図ってきたところであります。

平成20年には、その集大成として松島町議会基本条例を制定し、改革の歩みを後退させない

と町民に約束をしました。町政の発展のためには、議会の持つ機能をさらに発揮することが不可欠であります。議会は、その果たすべき役割、責務に真摯に向き合い常により議会の在り方を追求しなければなりません。これまでの取組を評価、検証することによって現在の問題点を分析し、議会のさらなる発展と機能向上のために改善を明らかにしていく必要があります。現状の問題点そのものをきちんと把握しながら改善点を見いだしていく、これが私たち議会の今後のなすべきことであると思っております。

平成29年9月に広報広聴常任委員会の運営等に関し必要な事項を定めました。その1つには、町民に開かれた議会を目指し、広報では紙面の内容の充実やレイアウトの工夫に努めていくとしています。

今後は、デジタル化に向けての取組も必要であります。さらに、広報ツールを活用し広報の戦略を積極的に進めるべきであります。

広聴にあっては、一層の充実強化を図るため、各種団体と意見交換や専門的知識を有する職業団体、大学生、高校生など若い方々との意見交換を積極的に展開していく必要があります。さらに、意見を聴くだけでなく、政策提言をつなげるようにも取り組まなければなりません。

議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに町民に対する説明責任を十分に果たし、町民全体の福祉の向上を目指して活動していかなければなりません。このことを申し上げ、副議長への立候補の所信といたします。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） お二人、ご苦労さまです。

ほかにございませんですね。（「なし」の声あり）

それでは、以上で副議長立候補並びに候補者の推挙を終わります。

なお、会議を再開する前に注意事項を申し上げます。

副議長選挙は、議長選挙と同様に立候補者並びに推薦を受けた者以外の氏名でも投票することができます。また、投票時の有効票の取扱いなどについても議長選挙に準拠いたします。

皆様、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、副議長選挙を行います。

○議長（色川晴夫君） では、再開いたします。

日程第3 副議長の選挙

○議長（色川晴夫君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

これから議場の出入口を閉鎖いたします。よろしく申し上げます。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は14名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、仮議席番号5番高橋幸彦議員、同じく6番米川修司議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。よろしくお願い申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですね。配付漏れないと認めます。

念のために申し上げます。

これから行う投票は単記無記名でございます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。

高橋幸彦議員、米川修司議員は、開票の立会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） それでは、開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（櫻井和也君） 報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中、

赤間幸夫議員 6票

高橋利典議員 8票

以上です。

○議長（色川晴夫君） それでは、副議長選挙の法定得票数4票であります。よって、副議長に高橋利典議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（色川晴夫君） それでは、当選された高橋利典議員に、会議規則第32条第2項による当選の告知をいたします。

また、高橋利典議員より当選の承諾のご挨拶を自席でお願いいたします。よろしくお願ひします。

○14番（高橋利典君） ただいま皆様のご推挙によりまして、副議長という命を受けました高橋利典です。

議長を補佐しながら、目的達成のために皆さんと一緒に活動してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） ありがとうございます。

日程第4 議席の指定

○議長（色川晴夫君） 続きまして、日程第4、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議席は、会議規則第3条により議長が定めることとなっておりますが、先日の懇談会で皆様から調整したいとのご希望がございましたので、暫時休憩して議員控室でこれを行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

なお、議席番号は、13番、14番については先例に従いまして13番は副議長、14番は議長といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。議員の皆さんは議員控室にご参集くださいませ。

午前11時08分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

議席については、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（櫻井和也君） 報告します。

1番菅野隆二議員、2番米川修司議員、3番櫻井靖議員、4番櫻井貞子議員、5番杉原崇議員、6番後藤良郎議員、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員、9番阿部幸夫議員、10番今野章議員、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員、13番高橋利典議員、14番色川晴夫議員。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいまの報告のとおり議席を指定いたします。

ここで席の移動をしていただきますので、暫時休憩といたします。移動をお願いします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

ただいま着席されました席は、任期限までの議席となります。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によりまして、1番菅野隆二議員、2番米川修司議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本会議の会期は、本日12月15日から12月21日までの7日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの7日間と決定いたしました。

日程第7 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 続きまして、日程第7、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、12月5日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、町民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びとなりましたことは誠に同慶の至りに堪えない次第であります。

私といたしましても、議員の皆様からご意見を拝聴しながらなお一層の町政発展を目指して誠心誠意取り組み進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例改正が8件、令和3年度補正予算が6件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和3年9月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月1日に第3回松島町議会定例会を招集し、16日までの会期において条例の制定及び一部改正、補正予算並びに各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月9日には、ウェブ会議による全国町村会理事会が開催され、土石流災害に関する緊急要望や新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望について報告がありました。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議が開催され、緊急事態

宣言からまん延防止等重点措置への移行について県の対応の説明がありました。

9月18日には、第3回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議が開催され、国及び東京電力から処理水の取扱いについて説明がありました。

10月16日には、岸田内閣総理大臣及び西銘復興大臣が来町され、震災後とコロナ禍での観光客の入れ込み状況について意見や要望を交えて説明をいたしました。また、町内の観光関係者の方々と意見交換を行い、当初予定されていた時間を越える熱心な懇談会となりました。

11月7日には、まつしま産業まつりがコロナ禍で2年ぶりに開催されました。会場には、開店前から大勢の方が来場され、感染防止対策もしっかりと図りながら盛大に行われました。

11月12日には、令和3年善行者・功労者表彰式を行い、長年にわたる活動等で各分野に貢献された7名の方々に功労者表彰を行いました。

11月17日には、全国町村長大会が開催され、国に対し新型コロナウイルス感染症対策や国土強靱化の推進、地方創生の推進等について強く求めることを決議いたしました。

11月18日には、東京エレクトロン松島クラブ竣工式及び内覧会が開催され、12月1日からオープンされております。

11月23日には、松島大漁かきまつり in 磯島が開催され、町内外の多くの方が松島のカキを堪能しようと磯島を訪れていました。

12月1日には、全国町村会正副会長会が開催され、併せて、各省に対し令和4年度政府予算編成に関する要請を行いました。

次に、要望等でございますが、10月13日に、東北農政局長及び宮城県知事に対し、令和3年産米米価下落に伴う稲作農家支援等に関する要請書の提出を行っております。

10月25日には、宮城県知事に対し、広域観光の充実に向けた支援その他17項目について要望書を提出しております。

10月27日には、東北地方整備局長及び宮城県知事に対し、治水対策及び国土強靱化の推進並びに吉田川の流域の災害防止対策等について要望書を提出しております。

11月4日には、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、令和4年度予算編成並びに施策に関する要望を行っております。

11月8日には、宮城県知事及びJ R 東日本仙台支社長に対し、駅施設の利便性向上とバリアフリー化の推進その他9項目について要望書を提出しております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告が終わりました。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1、出納検査及び監査。

1の出納検査・監査については、9月から11月まで例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員お二人の方、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

2及び3、請願・陳情・意見書などの受理、処理についてでございます。

2及び3の請願・陳情・意見書につきましては、それぞれ記載のとおり受理及び処理をいたしました。

4、会議等につきましては、令和3年9月1日の令和3年第3回松島町議会定例会を含めた総件数30件の各種会議、委員会、行事などがございました。詳細は、記載のとおりになっております。

5、議会だよりの発行でございます。

11月1日にまつしま議会だより第148号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

議長の諸報告は以上となっております。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告書の提出がありました。

令和3年9月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会になります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 8 常任委員会の選任

○議長（色川晴夫君） 続いて、日程第8、常任委員会の選任から日程第14、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙まで、議会構成及び一部事務組合の議員選挙に関する日程となります。

この間、町長をはじめとする町執行部につきましては、ご退席をお願いいたします。恐れ入ります、ご退席を。

執行部退席のため暫時休憩といたします。ありがとうございました。

午前11時42分 休 憩

午前11時43分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、各自希望する常任委員会を希望調べに記入後、調整を行い指名させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局より希望調べを配付させます。記入が終わりましたら回収いたします。よろしくをお願いします。

〔配付、記入〕

○議長（色川晴夫君） 皆様に報告いたします。新しい議員の皆さんはご存じないかもしれませんが、議長は総務経済常任委員会に所属します。それから、副議長については教育民生常任委員会と相なりますので、その辺はよろしくをお願いします。

それでは皆さん、記入はお済みでしょうか。（「はい」の声あり）回収いたします。

〔回 収〕

○議長（色川晴夫君） それでは、議事運営上、暫時休憩といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議員の皆様、議員控室へご参集ください。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） それでは会議を再開いたします。

皆様の希望調べによる常任委員会の調整の結果を議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（櫻井和也君） それでは、議席順で報告いたします。

総務経済常任委員会、菅野隆二議員、櫻井 靖議員、杉原 崇議員、赤間幸夫議員、高橋幸彦議員、今野 章議員、色川晴夫議長。

教育民生常任委員会になります。米川修司議員、櫻井貞子議員、後藤良郎議員、阿部幸夫議員、小澤陽子議員、片山正弘議員、高橋利典副議長。

広報広聴常任委員会、こちらにつきましては、全議員14名となります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいま事務局長が報告したとおりでございます。そのように選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、これを認めます。よって、常任委員会は事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。それで、議員の皆さんは控室にお集まりください。よろしくお願ひします。

傍聴の方、少々お待ちください。

午後1時01分 休 憩

午後1時30分 再 開

○議長（色川晴夫君） それでは、会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長については、議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（櫻井和也君） 報告します。

総務経済常任委員会、委員長に櫻井 靖議員、副委員長に菅野隆二議員。

教育民生常任委員会、委員長に阿部幸夫議員、副委員長に櫻井貞子議員。

広報広聴常任委員会、委員長に櫻井 靖議員、副委員長に阿部幸夫議員。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいま事務局長の報告のとおり、各常任委員会の正副委員長が選任されました。

日程第 9 議長の総務経済常任委員の辞任

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議長の常任委員会の辞任についてを議題といたします。

本件については、議長の除斥事項に該当いたしますので副議長に交代をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（高橋利典君） 議長に代わりまして議事を進行いたします。

お諮りをいたします。議長は、公平無私立場であり、議会運営上、中立性を保持する理由から総務経済常任委員会を辞任したいと申出があります。

本件について、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長の総務経済常任委員会の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解き、議長と交代いたします。

日程第10 議会運営委員の選任

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第10、議会運営委員会の選任を行います。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することとなっております。前回に倣い、委員6名のうち総務経済及び教育民生常任委員会より3名を選出します。指名は、それぞれの常任委員会の委員長2人と先例を考慮して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

それでは、指名させていただきます。

総務経済常任委員会から櫻井 靖議員、杉原 崇議員、今野 章議員。教育民生常任委員会から櫻井貞子議員、阿部幸夫議員、片山正弘議員。

以上6名を議会運営委員会委員に指名いたします。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。議会運営委員会を303号会議室で開催し、委員長及び副委員長を互選お願いいたします。

それでは暫時休憩でございます。

午後1時34分 休 憩

午後1時45分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

議会運営委員会の正副委員長が選任されました。ここで、議会事務局長より報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（櫻井和也君） 報告いたします。

議会運営委員会委員長、杉原 崇議員。副委員長、今野 章議員。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいまの報告のとおり議会運営委員会の正副委員長が選任されました。

日程第11 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第11、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に赤間幸夫議員と高橋幸彦議員を指名いたします。お二人、指名します。

以上、二人の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり高橋幸彦議員、赤間幸夫議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選されたお二人には、この場をもって会議規則第32条第2項により当選を告知いたします。

日程第12 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（色川晴夫君） 日程第12、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に米川修司議員、片山正弘議員を指名いたします。

以上、2人の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり、米川修司議員、片山正弘議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

当選された2名に、この場をもって会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

日程第13 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第13、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に高橋利典議員を指名いたします。

当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） もう少し大きい声でお願いします。異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり高橋利典議員が吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に当選されました。

当選された高橋利典議員に、この場をもって会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

日程第14 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（色川晴夫君） 次に、日程第14、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に櫻井貞子議員を指名いたします。

櫻井貞子議員を当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり櫻井貞子議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された櫻井貞子議員は、この場をもって会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。14時まで休憩といたします。

午後1時50分 休 憩

日程第15 議案第97号 議案第66号 松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第15、議案第66号松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第66号松島町個人情報保護条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正及び関係法令の廃止に伴う定義規定の整理並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う字句の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第66号松島町個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

議案書から5枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要等についてですが、今回の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律等の関係法令の改正及び廃止に伴い定義規定の整理と字句の整理を行うものです。

第2条第2項第1号につきましては、同条で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴い削除するものです。

第2条第3項については、同条で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令等が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、個人識別符号の定義について関係法律を統合した個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

第38条第2号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、情報提供ネットワークシステムの設置者が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと並びに同法第19条に第4号が追加されたことに伴い、号がずれたことにより字句の修正を行うものです。

附則になりますが、改正条例の施行は令和4年4月1日となります。ただし、第38条の総務

大臣を内閣総理大臣に改める改正は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第67号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 続きまして、日程第16、議案第67号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第67号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会が町立小中学校に設置する学校運営協議会の委員について非常勤特別職職員として位置づけ、報酬を支給するために必要な改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育委員会より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 報酬の費用に入る前に、学校運営協議会議委員ということについて若干触れさせていただきたいと思えます。

イメージ図をご覧ください。

なぜその学校運営協議会を設置したかということをもとに説明いたします。

近い将来、子供の数が減ってきて学校の先生、子供の数、PTAが立ち行かなくなる状態がいずれやってくるのではないかと考えております。国もその状況を読んでおり、設置義務ということで通知があつて、できるだけ早くこの学校運営協議会を設置してほしいというようなお話が来ておりました。

この図を見てもらいますと、真ん中に保護者代表、地域住民の方々がいる学校のためにアイデアを出し合つて、子供たちと一緒に活性化した学校をつくっていくという念頭の下に立ち上げるということになります。

これまで、PTAとかいろいろな組織はありました。学校評議委員とか。ただし、法的な拘束力は持たないので意見は意見として承っておくというような形でございでしたが、これか

らは報償費を充てるということで校長と対等な立場で、対等な立場というか、そうですね、対等な意見の立場で助言ができるというシステムに改めまして、校長先生が4月1日にこういう学校をつくりたいと言ったときに、それでは無理なんじゃないですかとかそれはいいですねという審議をし承認をしてもらってスタートして、その年の年を越してからの3月31日に評価をしていただくという形になります。

校長先生が、先ほど言ったように、学校の基本的な方針を出して、そして保護者の方々が年額5,000円、大体会議は4回くらい、1回1,250円くらいで校長先生と意見の交換をして新しい活性化された学校づくりに向かって邁進するということになります。いずれ少子化で学校が、先ほども言いましたように、立ち行かなくなったときに、この学校運営協議会の皆さんが学校を守り立てていくというシステムを先に取り入れさせていただいて運営に当たっていききたいなと思っております。

粗いイメージなんですけれども、校長先生が町の町長、学校運営協議会の人たちが議員さんみたいな感じで、お互いに意見を交換し合いながら新しい学校の創造に向かっていくという形に持っていきたいなと思っております。今のは粗い例えの例でございます。そんな感じで、必ずしも校長先生が出した提案に全てオーケー、右倣えするということではなく、この学校運営協議会の皆さんにも分かりやすい評価、目標を出して了解してもらって1年間活動するという形になります。

P T Aですと毎年P T A会長が替わったり長いスパンでの考え方が維持できません。この方たちですと、1年契約ではあるんですが、五、六年をめどにして長いスパンで学校経営に当たっていただくという形になります。

5,000円については、先進市町村、先に取り組んだ市町村の様子を調べました。文科省では、報酬を出してしっかりやっていただきたいという申出があるんですけれども、お金については幾らというのは市町村に任せてあるということなので、先進を見ていきますと大体5,000円程度で収まっているようなので、うちも5,000円程度で対応していきたいと。ただ、血税ですので、しっかり評価をしながらそれに見合った活動を常にさせていただくという形で取り組んでいきたいなと思います。

この方たちは、学校の例えば音楽が豊かな学校にしてほしいといった場合には、教育委員会に音楽の堪能な先生をお願いしますという権限が話し合いによってはできます。また、校則を変えたい、制服を変えたいといったならば、この方たちと議論を交わしながら、そういうような責任ある答弁をしていただくのであれば続けていくという形になります。

新しい動きですけれども、どうぞひとつご理解いただいて承認いただきますようお願いいたします。ちょっと長くなりました。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 続きまして、日程第17、議案第68号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第68号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、職員の士気や組織活力の維持向上を目指すとともに、今後のまちづくりを支えていくために必要な人材を安定的に確保していくため、県内市町村の平均を下回っている職員の給与水準の改善を図るものであります。

主な改正の内容につきましては、職務の級の見直しを行い行政職給料表等の職務の級の区分に7級を追加し、給与制度について6級制から7級制に改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第68号職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書、後ろから2枚目の条例に関する説明資料をご覧ください。

概要等になりますが、今回の改正につきましては、職員の士気や組織活力の維持向上を目指すとともに、今後のまちづくりを支えていくために必要な人材を安定的に確保していくため職員の給与水準の改善を図るものであり、職務の級の見直しを行い、給与制度を6級制から7級制に改正するものです。

最終ページに添付しております、平成30年から令和2年までの直近3か年における県内市町村のラスパイレス指数の状況の資料をご覧ください。

ラスパイレス指数につきましては、資料の下段に記載しておりますが、全国の地方公共団体の給与水準を同一の基準で比較する指数であり、国の職員数を用いて学歴や経験年数の差に

よる影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数であり、地方公共団体の給与水準を比較する際の指数となるものです。

当町のラスパイレス指数は、90台前半の値で推移しており、県内市町村の平均を下回り順位も下位の傾向が長年続いている状況にあります。直近3か年の指数は92.3から92.5となっており、町村平均の93.5から93.7、市町村平均の94.8から95.1と比較し、町村平均では1.2ポイントから1.3ポイント、市町村平均では2.4ポイントから2.7ポイント下回っています。

それでは、条例に関する説明資料にお戻りください。

第8条の2第2項につきましては、管理または監督の地位にある職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額に対する管理職手当の上限の割合について、100分の10から国及び地方公共団体で標準的に採用されている100分の25に改めるものです。最高の号俸の給料月額につきましては、改正条例ですと3ページ、給料表の一番右側の列が7級の欄、右から2列目が6級の欄、4ページ、右から3列目が5級の欄、4列目が4級の欄になりますが、各級の列の一番下の額が最高の号俸の給料月額となります。6級であれば41万200円、7級であれば44万9,000円となり、管理職手当の上限の割合とはこれらの額に対する割合となります。

次に、別表第1（第4条関係）についてです。改正条例では1ページから4ページまでの表になりますが、職務の級を7級制とするため、行政職給料表の職務の級の区分に7級の欄を追加するものです。

別表第2、改正条例では5ページの下段の表になります。職務の級を7級制とするため、級別職務分類表の職務の級の区分に7級を追加し、職務の級の区分を6階層から7階層とするものです。

具体的には、課長の職務の級につきまして現在の5級及び6級を6級及び7級とするものです。

また、班長級の職務の級につきましては現在の4級から5級に改め、副班長及び主幹級の職との職務の区分を明確にするものです。

副班長級及び主幹の職務の級につきましては、現在の3級及び4級の2つの級への格付から職務の級を明確にするため4級のみに改めるものです。

主査及び主事級の職務の級につきましては、現在の職務の級からの変更はありません。

裏面をお開きください。

附則になりますが、改正条例につきましては令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第69号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 続いて、日程第18、議案第69号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第69号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録に関し規定の整備を図るほか、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案第69号について説明させていただきます。

議案書、表紙から8枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の2つの条例につきまして、家庭的保育事業者等の負担軽減を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的記録による対応を可能とする改正内容となっております。併せまして、利用者への書面等の提供や利用者への同意の取得についても、利用者の利便向上、事業者等の業務負担軽減の観点から、電磁的方法によることができる趣旨を規定したものであり、そのほか国の基準に準じた字句の改正等となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第70号 松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第70号松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第70号松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、松島町障害者医療費助成、松島町母子・父子家庭医療費助成、松島町子ども医療費助成について、受給者の負担軽減を図る観点から、毎年必要としている更新登録申請書による再申請を自動更新とするために所要の改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案第70号につきまして説明させていただきます。

議案書、表紙から6枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費の3医療につきまして、これまで更新については10月の更新月前に対象となる町民の皆様へ通知し、更新登録申請書を町に提出していただいた上、受給者証をお渡ししておりましたが、医療費助成をご利用となる町民の皆様の利便向上を図るため自動更新となるよう改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第71号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第71号松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号松島町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、産科医療補償制度の掛金が引き下げられることによる健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の総支給額を維持するための所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案第71号につきまして説明させていただきます。

議案書、表紙から5枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、条例の概要等のとおり、出産育児一時金加算額である産科医療補償制度の掛金が現行1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴いまして健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を現行40万4,000円を40万8,000円に引き上げ、総支給額42万円を維持するための改正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第72号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第72号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案第72号について説明させていただきます。

議案書、表紙10枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律と、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、係る箇所について改正を行うものであります。

続いて、一番後ろのA4横図解の資料をご覧願います。

資料2番目に、軽減措置スキームの欄があるかと思えます。そちらに記載されておりますとおり、本条例の改正は子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の内容となっております。国民健康保険に加入しております未就学児の均等割額を令和4年度より5割軽減する改正となっております。

本町では、既に子供の均等割額につきましては全額減免しておりますが、町独自の取組が終了した場合でも適用できるよう国と合わせた改正が必要となることから、今回本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、法定減免に伴う財源を国2分の1、県4分の1の対象となり交付されるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第73号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第73号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年4月13日付消防庁長官通知に基づき、機関員及び団員の階級にあるものを団員の階級に統一し、年額報酬の額及び災害時等の出動報酬の額を

見直し、併せて関係規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、議案第73号について説明させていただきます。

議案書から6枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

概要及び形成過程欄に記載しております、令和3年4月13日付の消防長官通知に関しましては、地域防災力の要である消防団員が2年連続で1万人以上減少するという危機的な状況であることから、消防庁における適切な処遇の在り方についての検討会を踏まえ、年額報酬や出動報酬の基準を設けることで処遇を改善し、消防団員を確保するために緊急性を持って発出されたものになっております。

関係法規の整備につきましては、消防庁通知と併せて消防庁（例）が改正され改めて示されたものから、同様に本条例に整備を図るものです。

次のページのカラー版の資料1ページには、消防団員が位置づけされている消防組織法と今回改正される消防庁（例）、消防庁通知など、消防庁から示された資料の一部を記載しております。

続きまして、第12条第1項の改正につきましては、団員の報酬を年額報酬と出動報酬とするものです。これまで消防団員が出動した際には費用弁償を支払っておりましたが、これまでの費用弁償が活動に応じた報酬の意味が強いことから、改めて報酬として規定するよう基準が示されたものです。

第12条第2項につきましては、団員の階級に応じた年額報酬を規定するものですが、消防庁の基準のとおり団員の階級にあるものの年額報酬を現行の機関員3万円と団員2万4,000円からいずれも3万6,500円と改めるものです。各階級別の報酬等につきましては、カラー版の資料の裏面、2ページに記載しておりますのでご参考願います。

第12条第3項につきましては、職務ごとの出動報酬を位置づけ、災害などの場合には1日につき8,000円、4時間未満の場合は1日につき4,000円に改めるものです。災害以外の出動につきましては3,500円とするよう消防庁から示されたことから、本町におきましては基準を満たしており、今回は据え置くものです。

第13条におきましては、団員が職務に従事する場合の費用弁償を支給する旨を規定しております。

次に、別表につきましては、第12条第3項に報酬を位置づけることから、従来の別表に位置づけしていましたが費用弁償を削除するものです。

また次に、附則第1項となりますが、施行日を消防庁通知のとおり令和4年4月1日とするものです。

また、附則第2項につきましては、これまで消防団員の報酬を規定しておりました松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表中の消防団に関する部分を削除するというものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第74号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第23、議案第74号令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度における時間外勤務見込み及び共済組合標準報酬月額の設定時決定に伴う不足額等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項14目退職手当組合負担金につきましては、依願退職職員に係る特別負担金を補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、津波被災住宅再建支援分に係る東日本大震災復興基金交付金事業の完了により、その余剰となった交付金について宮城県に返還するものであります。

20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費につきましては、令和3年4月5日から5月11日までの期間において、宮城県が発出した営業時間短縮要請に協力した事業者への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の額が確定したことに伴い補正するものであります。

7ページの、21目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、東日本大震災復興交付金事業の完了により、その余剰となった交付金等について国に返還するものであります。

22目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費につきましては、宮城県からの営業時間短縮要請等により経済的な影響を受けた事業者に対し支援することを目的とした酒類販売事業者応援金交付事業等を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、依願退職職員及び新規採用職員の人件費について補正するものであります。

また、原油価格高騰で灯油価格が大幅に引き上げられていることから、冬期間における生活困窮者等の家計負担軽減策として、町民税非課税世帯へ緊急福祉灯油助成を行う経費を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者及び障害児自立支援給付費に係る今年度の実績見込みにより、その経費について補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金について補正するものであります。

4目国民年金費につきましては、国民年金法施行規則改正に伴うシステム改修費について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

9ページの、2項1目児童福祉総務費につきましては、児童手当法改正に伴うシステム改修費について補正するものであります。

2目児童措置費につきましては、令和2年度児童手当負担金の確定に伴う国への返還金について補正するものであります。

11目子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく事業であり、対象児童に対し5万円を給付するための経費を補正するものであります。

なお、本事業につきましては、児童手当の本則給付対象者には12月中の給付を国より要請されていることから、一部の経費につきましては予備費を充用し実施していることを申し添えます。また、残りの5万円分の追加給付につきましては、現在国会で議論をされている内容も踏まえ検討しているところであります。

12ページをお開き願います。

8款土木費5項1目都市計画総務費につきましては、市街化区域編入計画に係る都市計画決定基礎調査費を補正するものであります。

2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費について精査し、下水道事業特別会計繰出金を補正するものであります。

13ページの、10款教育費4項3目文化財保護費につきましては、令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた瑞巖寺本堂等の災害復旧事業に対し、国及び宮城県とともに事業費の一部を補助するものです。

6項1目幼稚園費につきましては、依願退職職員に係る人件費について減額するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和3年10月22日付交付額決定通知に伴い減額するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者及び障害児自立支援給付費に対する国の負担金であります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました児童手当法改正に伴うシステム改修費及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

3項2目民生費委託金につきましては、歳出でご説明しました国民年金法施行規則改正に伴うシステム改修費に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者及び障害児自立支援給付費に対する県負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によるものであります。

2項9目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました酒類販売事業者応援金交付事業等に対するものであります。

10目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の額の確定に伴い補正するものであります。

5ページの、21款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和2年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰入れするものであります。

2項5目震災復興基金繰入金及び6目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興基金交付金及び東日本大震災復興交付金の返還に際し基金から繰入れするものであります。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、過年度療養給付費の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の精算金について補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、14ページに記載しております、自動車リースほか7事業について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款1項16目震災復興基金費につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

補正予算事項別明細書については6ページとなります。

それでは、主要事項説明資料によりご説明いたします。

平成23年3月11日東日本を襲ったマグニチュード9.0の東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸の各地に壊滅的な被害をもたらし、本町におきましても押し寄せた津波等により沿岸部において浸水被害を受けました。

今回補正予算を計上いたします震災復興基金費につきましては、宮城県より、津波被害を受けた市町における住民の定着を促し、津波被害を受けた地域の住民に対して独自に行う住宅再建支援事業に要する経費につきまして、宮城県より県に対する寄附金等を財源とした東日本大震災復興基金交付金が創設され、本町に対しましては2億2,250万円が交付されております。

本町におきましても、交付された交付金を財源とし被災された方の住宅再建支援策として津波被災住宅再建支援補助金並びに宅地かさ上げ等事業費補助金を実施してまいりました。

今回の補正につきましては、令和2年度末をもちまして宮城県による復興基金交付金事業が終了となりましたことから、基金の残額7,223万5,000円を宮城県に返還するものでございます。

なお、積立て時に発生しました運用益、いわゆる利子につきましては、事業概要欄にも記載

しておりますが、宮城県より返還が不要との通知がありましたことから引き続き震災復興基金交付金として管理し、別途宮城県より交付を受けております復興基金交付金事業に移管し、定住促進事業補助金等により被災者の支援を継続してまいります。

続きまして、添付しております資料により復興基金交付金事業の実施状況をご説明します。

初めに、資料上段の表をご覧ください。

交付金の交付につきましては、平成24年、25年の2か年で交付を受けており、造成額としましては合計で2億2,500万円でございます。

次に、事業の実施につきましては、各年度ごとに当年度実績額として基金より取崩しを行い事業を行って、平成25年度より基金残額に応じた利子が発生しております。運用益、いわゆる利子の合計といたしましては、合計欄に①と記載している金額13万6,326円となり、現在の基金残高につきましては②の7,237万1,326円となり、返還予定額といたしましては赤字で記載しているとおり②の基金残高から①運用益を差し引いた金額7,223万5,000円となります。

なお、下段の表につきましては、これまでに実施してまいりました補助事業につきまして支援区分ごとに分けてお示ししております。

続きまして、2款総務費1項総務管理費21目東日本大震災復興交付金基金費についてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料2をお開き願います。

補正予算事項別明細書につきましては7ページとなります。

それでは、主要事業説明資料によりご説明いたします。

東日本大震災による津波や地震、地盤沈下等の被害状況から、住民の安全・安心はもとより観光地である日本三景松島の自覚と責任を持ち、観光客の安全・安心の確保を図るために、町事業といたしまして全49の復興交付金事業により都市基盤の復興、生活の復興、観光産業の復興を目指し事業を推進してまいりました。

令和3年5月に全ての事業が完了したことから、復興庁で定めております東日本大震災復興交付金基金管理運営要領に基づき事業費精査等により生じた復興交付金の残余並びに運用益を国庫に返還するものでございます。

次に、残余額の内容についてご説明いたします。

別添資料1をお開き願います。

こちらは、本町におきまして実施しました町事業分の復興事業全49事業における平成23年度から令和2年度までの配分額、執行額及び残余額を示した資料となっております。

表の中で薄い赤、黄色、青の網がけが、赤は文部科学省所管分、黄色は国土交通省所管分、青が農林水産省所管分事業であることを示しております。

資料1の2ページをお開き願います。

2ページの下段に、各事業、各省ごとの残余金、運用益、その他合計をまとめております。

全体の復興交付金残余额9億6,511万6,000円、運用益984万8,354円となり、3省合計の残余が9億7,496万4,354円となります。

なお、次ページ、3ページ、4ページの資料2におきましては、先ほど説明しました町で実施した復興事業49事業の箇所図となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、主要事業説明資料の3をお開き願います。

2款1項22目酒類販売事業者応援金交付事業です。

補正予算事項別明細書は7ページになります。

補正予算額は272万円で、財源は県の補助金が交付される予定です。

事業の目的としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている町内酒類販売事業者の事業継続を応援することを目的としております。

事業概要をご覧ください。

交付対象は、町内に本店及び事業所を有する酒類販売事業者で、令和3年8月から同年9月までのうち1月の売上金額が前年または前々年同月比で20%以上減少している月がある者。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付決定者は除きます。

応援金額ですが、基本額で10万円、店舗販売に加え町内飲食店と直接取引のある者については加算額として20万円、最大で30万円を支給するものです。

次に、積算根拠ですが、基本額の10万円が13件、加算額20万円が7件、合計金額で270万円を想定しております。補助率は10分の10で補助金のみが対象となります。

続きまして、主要事業説明資料4をお開き願います。

2款1項22目事業所家賃補助事業。

補正予算事項別明細書は7ページになります。

補正予算額は521万9,000円で、財源は県の補助金が交付される予定です。

事業の目的としては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者、小規模事業者の家賃を補助することで事業継続を支援することを目的としております。

事業概要をご覧ください。

交付対象者は次のいずれにも該当する者で、町内の店舗、事務所、工場等の建物を賃借している中小企業者または小規模事業者で、建物の貸主が法人役員、家族等の関係者でない第三者であること。令和3年8月同年9月までのうち1月の売上金額が前年または前々年同月比で20%以上減少している月がある者としております。

補助金額は、令和3年8月及び9月の賃料合計の2分の1または15万円いずれか少ない額とします。

積算根拠ですが、上限の15万円が16件、その他44件が平均6万2,930円、合計金額で516万9,000円を想定しております。補助率は10分の10で補助金のみが対象となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きますので、主要事業説明資料5をお手数ですがお開き願います。

緊急福祉灯油助成事業の説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は9ページとなります。

事業の目的でございます。本事業につきましては、原油価格高騰に伴いまして灯油価格が昨年度に比べ大幅に引き上げられていることから、冬期間における生活困窮者等の家計負担軽減策として実施するものであります。

事業概要等についてです。

支給対象者につきましては、2021年12月1日現在において松島町に居住する町民税非課税世帯及び生活保護世帯としております。

助成基準額は1世帯当たり5,000円とし、対象世帯は1,540世帯を見込んでおります。

今議会で議決をいただいた後に、12月中には対象世帯へ通知し、申請を受け付け次第1月より順次助成できるよう進めてまいります。

なお、本事業は特別交付税の措置対象事業となっており、50%を上限に措置される仕組みとなっております。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、主要事業説明資料6をお開き願います。

子育て世帯への臨時特別給付金事業費の説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は9ページとなります。

事業概要等でございます。

本事業につきましては、令和3年11月19日閣議決定しましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき実施する事業であり、児童を養育し児童手当の本則給付を受けられる世帯を対象にゼロ歳から高校3年生までの児童1人当たり5万円を先行給付するものであり、事業費は7,854万9,000円となっております。財源は交付金10分の10となっております。

なお、本事業は中学3年生までの児童手当の本則給付対象者については12月中の支給を国から要請されていることに伴いまして、国の予備費充用、実施日の11月26日に松島町としての事務費分44万3,000円を予備費充用したところでございます。これは、対象者への給付金案内のチラシと受給拒否の届出書を12月8日に送付するものを経費として実施しております。

また、この行為は民法上の贈与契約を成立させるために、受給の意思確認の期間として1週間を期限としておるものであります。

支給対象人数は1,540人としており、基準日は令和3年9月30日時点となっております。

今後のスケジュールですが、今議会にて議決をいただいた後、さきに説明をしたとおりですが15歳までの児童手当の本則給付対象者には12月20日頃に給付予定としております。

18歳までの高校生の要件対象者には12月中に通知し、1月給付予定として進めてまいります。

最後に、新生児につきましては、出生届出時に通知をお渡しし、新生児ごとに受給の意思確認を基に給付を随時行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、8款5項1目初原地区都市計画決定基礎調査費につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料7をお開き願います。

補正予算事項別明細書につきましては12ページとなります。

初めに、補正予算に計上させていただいております事業の説明の前に、初原地区におけます都市計画の経緯、経過につきまして少し振り返りながら改めて説明させていただきます。

これまで本町では、平成28年に策定いたしました松島町長期総合計画に基づき、重点戦略を定住、子育て、交流と定めまして6つの基本目標の達成に向けた施策を推進してまいりました。この間、町では、平成23年に発生しました東日本大震災からの復旧・復興に関する事業を推進し、町民が安心して住み続けたいと思える町の形成を目指し住環境の充実や防災体制の強化に努めてまいりました。あわせて、人口減少や少子高齢化が顕在化している松島町の

現状を捉えまして、いつかは住んでみたいと感じていただけるよう定住希望者への情報提供や補助金の交付など定住施策にも取り組んでおり、住みよい住環境とするための有効な土地利用といたしましては品井沼地区や明神地区における新たな土地利用に取り組んでまいりました。

次なるステップといたしまして、さらなる定住の促進を進めるに当たりまして、本町内での働く場の確保や、今後本町が持続的に成長することができるよう新たな産業づくりが不可欠となっておりますことから、新たな産業となる工業系企業の町内立地に向けた誘致活動を行っており、長年課題となっております立地する場所、いわゆる大規模産業集積地の確保につきましましては、添付資料の区域におきまして区画整理事業の手法を用いて事業を行うことを目的に、本年5月に土地所有者が土地区画整理組合の設立準備委員会を設立し宮城県に届出を行ったところでございます。

本町における取組といたしましては、平成30年9月定例会におきまして議決をいただきました都市計画マスタープランにおきまして初原地区の計画地については新たな産業拠点と位置づけし、都市計画法による市街化区域編入に向けた都市計画決定事務手続について宮城県と協議を重ねており、令和4年度内の市街化区域編入を目指し事務を進めているところでございます。

次に、今回補正予算として計上させていただきます事業の内容についてご説明いたします。

事業の概要といたしましては、区域編入手続に必要な資料として赤破線でお示ししている都市計画道路として位置づけを予定している道路の構造を検討する基礎調査のほか、国道346号接続部及び主要地方道大和松島線接続部の交差点計画に係る想定交通量等の基礎調査を行うものでございます。あわせて、都市施設となります公共下水道の整備に関しましても、編入予定地区における許容排水量等の区域調査を行うものでございます。

事業期間は、令和4年度3月末を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで1時間経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開は15時15分といたします。よろしく願いいたします。

午後3時02分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

日程第24 議案第75号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第24、議案第75号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度分保険給付費等交付金、災害臨時特例補助金及び特別交付金の額の確定に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第76号 令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第25、議案第76号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第77号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第26、議案第77号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第

2号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第77号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業及び共済組合標準報酬月額の時定決定に伴う不足額等について補正するもののほか、令和2年度決算に伴う精算金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

また、介護予防教室業務ほか1事業について、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(色川晴夫君) 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長(齊藤恵美子君) それでは、主要事業の補正につきまして資料に基づきご説明いたします。

議案書最終ページの資料をご覧ください。

1款1項1目地域介護・福祉空間整備等施設整備事業(防災改修等支援事業)

補正予算事項別明細書は7ページです。

この事業は、認知症グループホーム等の高齢者施設が災害に備えた改修または老朽化に伴う設備の修繕などを実施する際に、その費用を助成することにより、利用者の安全・安心を確保することを目的とするものでございます。

事業概要ですが、町内の認知症グループホームにおいて実施する建具修繕及び空調設備、照明器具等の改修に係る費用について助成いたします。

補正額は599万円、補助率10分の10の国庫補助金を財源といたします。

以上で説明を終わります。

○議長(色川晴夫君) 議案の提案理由の説明、終わりました。

日程第27 議案第78号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(提案説明)

○議長(色川晴夫君) 日程第27、議案第78号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度における時間外勤務見込み及び共済組合標準報酬月額の設定時決定に伴う不足額等について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明、終わりました。

日程第28 議案第79号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第28、議案第79号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度における時間外勤務見込み及び共済組合標準報酬月額の設定時決定に伴う不足額等について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を6億9,040万9,000円、資本的支出の総額を1億5,563万3,000円とし、資本的支出不足額の補填財源を減債積立金取崩し額1,082万8,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,546万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億677万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明、終わりました。

日程第29 議案第80号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第29、議案第80号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第80号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の瀬野尾千恵氏の任期が、令和4年2月24日をもって満了となるため、後任委員として小澤晴司氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

小澤晴司氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、北海道大学農学部林学科を卒業後、環境庁に入庁し、環境省京都御苑管理事務所長、福島環境再生本部本部長、東北地方環境事務所長などを歴任され、令和2年7月に環境省を退職されました。松島町に居を構え、同年8月から公立大学法人宮城大学教授に就任されております。

学校教育に深い理解と教育に関する熱意を持ち、社会的見識を有し、人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和4年2月25日から令和8年2月24日までの4年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございますので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

これより議案第80号の採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。お願いします。

〔投票準備〕

○議長（色川晴夫君） 準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項により、1番菅野隆二議員、2番米川修司議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 漏れがないと認めます。

念のために申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入をお願い申し上げます。

なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否とし反対とみなします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方は順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1番菅野隆二議員、2番米川修司議員は、開票の立会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） それでは、投票の結果を議会事務局長より報告をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（櫻井和也君） それでは報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、

可とする者 13票

否とする者 0票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員ということになります。よって、議案第80号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。

明日の12月16日は休会といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

明日の12月16日は休会といたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、12月17日午前10時です。

皆様大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

ちょっとお待ちください。ちょっとそのままお席についていただきたいと思います。

町民福祉課長から報告があります。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、申し訳ございません、議案第69号に誤りがございましたのでご説明させていただきます。

お手数ですが、議案第69号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の第3節特例地域型保育給付費に関する基準（第38条―第50条）、これは新旧ともに第38条―第50条と書いてございますが、誤りがございまして、正式には第51条から第52条と新旧ともになります。

この訂正につきましては、議員皆様に差し替えを配付させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

またあわせて、間違えまして大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今、説明がありましたその議案書を配付いたします。

配付漏れございませんか。皆さんにありますか。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

皆さん、改めてご苦労さまでございました。

午後 3 時 3 6 分 散 会